

令和3年3月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年3月5日（金）午前9時30分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

2番 藤嶋 祐美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 非農地証明願いについて
議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず始めに、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席2番の藤嶋 祐美委員が欠席となっておりますので、出席委員は11名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号9番 柳井 博之委員と、議席番号10番 後藤 博幸委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年3月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、田 672㎡ を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、畑 340 m² を、農地集約するため交換するものです。

番号 3、畑 476 m² を、農地集約するため交換するものです。

番号 4、畑 221 m² を、空き家バンクに付随する農地の取得をするものです。

番号 5、田 1,213 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 6、畑 1,011 m² 外 1 筆 合計 2,032 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 6 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。2 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 6 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城 野 私、城野より、2 月 25 日に実施しました議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地の田について、贈与により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の田で、水稻の作付けが行われています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地の畑について、農地の交換により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前にある 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地の畑について、農地の交換により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、露地野菜が作付けされています。許可後も引き続き露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲渡人が所有する空き家バンク物件の前にある1筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、水稻が作付けされています。許可後も引き続き水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の申請地の畑について、農地の売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、1筆では露地野菜が作付けされ、もう1筆は草刈りにより管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第2地区、首藤推進委員さんお願いします。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号1の申請地の田について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地では、これまでも水稻の作付けが行われており、今後も同様の管理を行っていくとのことです。許可にあたり、特に問題はないと思われ
れます。

議 長 第3地区、足立推進委員さんお願いします。

足 立 第3地区、推進委員の足立です。

推進委員 番号2と3の申請地は、譲渡人と譲受人がそれぞれ所有する畑について、交換により所有権を取得するものです。

特に番号2の申請地は譲受人の自宅前にあり、農地の集約化になります。許可にあたり、特に問題はないと思われま
す。

議 長 第5地区の平松推進委員さんお願いします。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号4の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲渡人が所有する空き家バンク物件の隣にあり、今後は露地野菜を作るとのことです。許可にあたり、特に問題はないと思われま
す。

議 長 次に第 8 地区、佐藤推進委員さんお願いします。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 5 の申請地の田について、売買より所有権を取得するものです。

申請地では、これまでも水稲の作付けが行われており、今後も同様の管理を行っていくとのことです。許可にあたり、特に問題はないと思われ
れます。

議 長 続きまして、第 11 地区の玉井推進委員さんお願いします。

玉 井 第 11 地区、推進委員の玉井です。

推進委員 番号 6 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、1 筆では露地野菜が作付けされ、もう 1 筆は草刈りにより管理されています。譲受人は近くの住宅に引っ越す予定になっ
ており、許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。許可にあたり、特に問題はないと思われ
ます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行いま
す。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 6 ページとなります。

議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 3 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 7 ページです。

番号 1 田 199 m² について、マンション駐車場の増設のため転用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、4 条申請 1 件については、立地基準、一般基準については全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上、4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 私、二村より、2 月 25 日に実施しました議案第 10 号、農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、田を駐車場として使用するものです。

申請地は 1 筆の田で、隣は申請者が所有するマンションです。駐車場が手狭になったため、今回は駐車場の拡大を行うものです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第1地区、玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1は、田を駐車場として使用するものです。申請地の隣は申請者が所有するマンションで、駐車場が手狭になったため、駐車場の拡大を行うとのこと。隣の田も申請者が所有しており、排水は隣の水路に流れるようになっています。特に周辺の農業へ影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 9ページとなります。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和3年3月5日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、田 204 m² について所有権の移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 204 m² について所有権移転を行い、宅地造成用地とするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 3.83 m² 外 2 筆 合計 224.83 m² について所有権移転を行い、駐車場及び資材置き場とするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、畑 320 m² について所有権移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 4 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 4 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 私、二村より、2 月 25 日に実施しました議案第 11 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と併せて報告致します。

番号 1 の田については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、このほど区画整理が行われた土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、1 区画の宅地造成用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 の畑については、所有権を取得し、駐車場及び資材置き場用地として利用するものです。

申請地は3筆の畑で、一部に譲渡人が建築した農業用施設が建っています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区、玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の田については、所有権を取得し、住宅を建築するものです。

申請地は、このほど区画整理が行われた土地です。特に周辺の農業への影響はないと思われま

番号4の畑については、所有権を取得し、住宅を建築するものです。

申請地は、現在は草刈り等により管理されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議長 続きます。第6地区、伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号2の畑については、所有権を取得し、宅地造成をおこなうものです。

申請地は譲渡人の自宅の前にあり、現在は草刈り等により管理されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 第2地区、首藤推進委員さん、お願いします。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号3の畑について、所有権を取得し、駐車場と資材置き場として利用するものです。
申請地の一部には譲渡人が建築した農業用施設が建っています。周囲に耕作中の農地はなく、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 委員 はい。番号4の案件ですが、譲受人が市外の方ということですが、今後臼杵に住むということですか。

次 長 今、譲受人の方の住民票は市外となっております。今後、家が建ったら臼杵市に住むということです。

後藤聖 委員 わかりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手を
お願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 12 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 13 ページとなります。

議案第 12 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 3 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 26 m² の土地については、昭和 59 年に農地法第 5 条転用許可済みの土地です。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化した土地に該当します。

番号 2、畑 152 m² の土地については、明治 9 年から宅地として利用した土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過土地となります。

以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 12 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 16 ページとなります。

議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 3 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 2 号）「令和 3 年 3 月 5 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和 3 年 2 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

説明については 1 ページの合計で説明します。田については、5,873 ㎡、6 筆です。畑については、39,015 ㎡、31 筆です。

合計面積は、44,888 ㎡、37 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 15 名に対しまして、借り手は 11 名となります。

以上、簡単ではございますが、令和 3 年 3 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 2 号）について、ご提案を申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。